

議案第 4 5 号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 5 月 3 0 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例等の一部を改正する条例
第 1 条 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和 5 3 年杉並区条例第
4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 付記 3 を同表付記 4 とし、同表付記 2 を同表付記 3 とし、同表付記 1
を同表付記 2 とし、同表に付記 1 として次のように加える。

- 1 杉並区立高井戸地域区民センターは、杉並区立高齢者活動支援センター
及び杉並区高井戸温水プールとの複合的施設として設置する。

別表第 3 に次のように加える。

(3) 駐車場

名称	使用時間	利用料金（1 台当たり）
杉並区立高井戸地域区民センター	1 5 分間までごと	1 0 0 円

第 2 条 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例（昭和 5 7 年杉並区
条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に付記として次のように加える。

付記 杉並区立高齢者活動支援センターは、杉並区立高井戸地域区民センター
及び杉並区高井戸温水プールとの複合的施設として設置する。

第 3 条 杉並区体育施設等に関する条例（昭和 3 2 年杉並区条例第 3 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 付記を次のように改める。

付記

- 1 杉並区下高井戸運動場は、杉並区立下高井戸区民集会所との複合的施設
として設置する。
- 2 杉並区高井戸温水プールは、杉並区立高井戸地域区民センター及び杉並

区立高齢者活動支援センターとの複合的施設として設置する。

附 則

この条例は、平成29年6月1日から施行する。

(提案理由)

高井戸地域区民センターの駐車場の利用料金を定める等の必要がある。